

新旧対照表

第3 保険外併用療養に係る厚生労働大臣が定める基準等

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>23 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。</u></p> <p><u>① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。</u></p> <p><u>② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。</u></p> <p><u>(3) ~ (7) (略)</u></p>	<p>23 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) ~ (6) (略)</u></p>